

久留米広域市町村圏事務組合告示第5号

令和6年第2回久留米広域市町村圏事務組合議会定例会において、下記の予算及び決算が議決されたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第219条第2項及び同法第233条第6項の規定により、当該予算及び決算の要領を公表する。

令和6年8月28日

久留米広域市町村圏事務組合長 原 口 新 五

記

1 予算

令和6年度久留米広域市町村圏事務組合
広域消防特別会計補正予算（第1号）

2 決算

- (1) 令和5年度久留米広域市町村圏事務組合
一般会計歳入歳出決算
- (2) 令和5年度久留米広域市町村圏事務組合
小児救急医療支援事業特別会計歳入歳出決算
- (3) 令和5年度久留米広域市町村圏事務組合
広域消防特別会計歳入歳出決算

3 議決年月日

令和6年8月22日（木）

令和6年度久留米広域市町村圏事務組合
広域消防特別会計補正予算（第1号）の要領

「庁舎建設事業」の財源の一部となる「緊急防災・減災事業債」の対象額が増額できる見込みとなったため、同事業にかかる組合債の限度額を増額補正するもの。

なお、「車両整備事業」にかかる組合債の限度額を同額減額するため、地方債の総額に変動はない。

1 地方債補正

（単位：千円）

起債の目的	補正前	補正後	補正額
	限度額	限度額	
車両整備事業	91,300	88,200	▲3,100
庁舎建設事業	71,700	74,800	3,100
計	267,700	267,700	0